特別児童扶養手当

精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的にしています。

対象者

身体や精神に別表に該当する程度の障害を有する20歳未満の児童を監護する父若しくは母、又は父母にかわって児童を養育している方。

申請に必要なもの

1. 請求者と対象児童の戸籍謄(抄)本
2. 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し
3. 診断書（用紙は保健センターにあります）
4. 印鑑
5. 請求者名義の金融機関の普通預金通帳
6. 個人番号が分かる書類（通知書、カードなど）
7. その他必要書類（詳しくは、保健福祉グループにお問い合わせください）

手当額

請求された月の翌月から支給が始まり、4ヵ月分の手当が4月、8月、11月の年3回、受給者が指定した口座に振り込まれます。

対象児童1人当りの手当の額	1 級	月額 52,500 円
	2 級	月額 34,970 円

所得制限限度額

下記の限度額以上の所得がある場合には手当が支給されません。

（単位：円）

扶養親族数	本人（請求者）		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0 人	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
1 人	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
2 人	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
3 人	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
4 人	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000

別表

1級（重度障害）	2級（中度障害）
1. 両眼の視力の和が 0.04 以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4. 両上肢のすべての指を欠くもの 5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7. 両下肢を足関節以上で欠くもの 8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	1. 両眼の視力の和が 0.08 以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの 3. 平衡機能に著しい障害を有するもの 4. 咀嚼（そしゃく）の機能を欠くもの 5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 6. 両上肢の親指及び人差し指又は中指を欠くもの 7. 両上肢の親指及び人差し指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9. 一上肢のすべての指を欠くもの 10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 11. 両下肢のすべての指を欠くもの 12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13. 一下肢を足関節以上で欠くもの 14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの